平成２３年（フ）第８９８号
広島県廿日市市峠90番地270
債務者　亀谷　博志
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０８４号
広島市西区己斐中３丁目32番20号
債務者　石田奈津子
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１１４号
広島市西区新庄町18番10―105号
債務者　西崎　計夫
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１１５号
広島県安芸郡坂町坂西３丁目４番８－３号
債務者　太刀掛栄敏
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１３０号
広島市安佐北区可部町大字綾ケ谷290番地３
債務者　池野　義之
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１４２号
広島市南区比治山本町10番27―102号
債務者　伊藤　増雄
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３４３号
福岡市早良区原８丁目５番２号
債務者　寄能　忠光
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３４４号
福岡市早良区原８丁目５番２号
債務者　寄能　寛子
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２２１号
福岡市早良区野芥２丁目11番23号
債務者　牧瀬　千波
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５９７号
福岡市西区十郎川団地２番104号
債務者　浦上　健一
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６７５号
福岡市中央区平和５丁目13番62―203号
債務者　小堤　利夫
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６７６号
福岡市中央区平和５丁目13番62―203号
債務者　小堤　佳子
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６９４号
北九州市小倉北区熊谷３丁目20番１号
債務者　小堤　義弘
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７１７号
福岡市城南区友丘６丁目７番10号
債務者　手島　　孝
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９５４号
福岡県糟屋郡宇美町四王寺坂３丁目17番７号
債務者　榎屋　友歌
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９６０号
福岡市東区香椎駅前１丁目３番15―417号
債務者　松尾　秀孝
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０３７号
福岡市城南区田島４丁目８番20―203号
債務者　西口　周作
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１３５号
福岡市博多区博多駅南５丁目４番18号
債務者　古賀喜代子
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部